

さめうら湖協議会会則

平成26年5月

さめうら湖協議会

さめうら湖協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、さめうら湖協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、さめうら湖及びその周辺を地域活性化の核として有効に活用し、また、その恵まれた自然環境の保全を図るとともに、水難事故等を未然に防止し、かつ、事故が発生した場合には迅速かつ的確な対応を行うなど、地域の連携を深めることを目的とする。

(協議)

第3条 協議会は、次の事項について協議する。

- 一 さめうら湖利用計画に関すること。
- 二 自然環境保全に関すること。
- 三 安全対策に関すること。
- 四 その他目的達成に必要な事項

第2章 組織

(組織)

第4条 協議会は、別表一に定める団体よりそれぞれ1名を選出された者（以下「委員」という。）から組織するものとする。ただし、会長が必要と認めた者は出席できるものとする。

- 2 協議会は、会長及び副会長2名を設置するものとする。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 会長は、（独）水資源機構池田総合管理所長をもってこれにあてる。
- 6 副会長は、2名とし、委員の中から会長が推薦するものとする。

第3章 会議

(協議会)

第5条 協議会は、毎年、原則1回開催する。なお、会長が必要と認めた場合も開催できるものとする。

(召集及び定足数)

第6条 協議会は、会長が召集する。

2 協議会は、会議を構成する者の過半数の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第7条 協議会の議事は、出席者の全員の一致により、決するものとする。ただし、会長がやむをえないと認めた場合、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(代理出席)

第8条 協議会の構成員が、やむを得ない事由により出席できないときは代理人を出席させることができる。このとき代理人は、第6条に定める定足数として考慮するほか、第7条に定める議事に参加することができるものとする。

(事務)

第9条 協議会の事務は、(独)水資源機構池田総合管理所において行う。

第4章 雑則

(細部事項)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、協議会にはかって別に定めることができる。

附則

この会則は、平成17年1月28日から施行する。

この会則は、平成23年1月17日から施行する。

この会則は、平成24年5月11日から施行する。

この会則は、平成26年5月21日から施行する。

この会則は、令和4年7月7日から施行する。

(別表－１)

さめうら湖協議会構成関係機関

関係機関	備考
土佐郡土佐町	
土佐郡大川村	
長岡郡本山町	
高知東警察署 本山警察庁舎	
高知県中央東土木事務所 本山事務所	
嶺北広域行政事務組合消防本部	
電源開発(株) 高知電力所	
嶺北漁業協同組合	
特定非営利活動法人れいほく活性化機構	
特定非営利活動法人さめうらプロジェクト	
国土交通省吉野川ダム統合管理事務所	
(独) 水資源機構池田総合管理所	
カヌーのまち嶺北推進事業	
大川村集落活動センター結いの里運営協議会	
高知県 産業振興推進部 (計画推進課)	オブザーバ
一般社団法人土佐町スポーツコミッション	オブザーバ

(会則第 10 条に基づき別に定める事項)

さめうら湖協議会会則第 10 条により、以下のとおり定める。

協議会にはかるべき議事については、協議会の招集によるほか、文書により各委員への照会を行い、委員全員の了承を得ることにより決することができる。

この定めは、平成 29 年 5 月 29 日より施行する。

(以上)